

期日：平成11年6月1日（火）

場所：農林水産省第2特別会議室

第13回食品流通審議会

食品環境専門委員会議事録

農 林 水 産 省

## 開 会

事務局 それでは定刻になりましたので、ちょっと遅れておられる先生もいらっしゃいますけれども、第13回の食品環境専門委員会を開催させていただきたいと存じます。

私は4月1日付で企画課長になりました宮崎と申します。よろしくお願いいたしたいと思えます。

本日は24名の委員のうち15名の御出席ということでございます。

本日の議題でございますが、「容器包装リサイクル法平成12年全面施行に向けての検討状況について」の御報告と、「食品産業の環境対策ビジョン策定について」ということで御議論いただきたいと思いますと考えております。

## 配 付 資 料 の 確 認

事務局 議事に入ります前にお手元の配付資料の確認をさせていただきたいと存じます。

資料1は議事次第でございます。

資料2は委員会の名簿でございます。

資料3は第12回の専門委員会の議事録でございます。

資料4は容器包装リサイクル法の平成12年度完全施行に係る主な政省令、告示及び通

達等の資料でございます。

資料5が二つに分かれてございまして、

資料5 - 1は今後の食品産業環境対策の推進の方向についてということで食品産業環境ビジョンの文章の部分。

資料5 - 2はその資料集ということで配付させていただいております。

では委員長、よろしくお願いいたします。

## 委員長挨拶

委員長 本日は委員の皆様方には大変お忙しいところを御出席いただきましてありがとうございます。

早速始めたいと思います。今回はお手元の議事次第にありますとおり、一つは容器包装リサイクル法の平成12年度全面施行に向けての検討状況、そして前回に引き続きまして食品産業の環境対策ビジョンの策定、この2件についての審議をお願いしたいと思います。このうち食品産業の環境対策ビジョンの策定につきましては、前回と前々回の2回にわたって総論部分並びに各論部分の整理の方向について皆様方に御審議をいただいたわけです。今回は前回の委員会でお約束いたしましたとおり、ビジョン全体の最終的な方向づけを中心に審議を行ってまいりたいと思います。前回の委員会で皆様方から御意見をいただきましたが、それを踏まえまして事務局の方で整理したものを基に御審議をいただきたいと考えております。

### 1) 容器包装リサイクル法の平成12年度の全面施行に向けての検討状況

委員長 それではまず初めに容器包装リサイクル法関係について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは事務局から資料4に基づきまして御説明させていただきます。

資料4は「平成12年度完全施行に係る主な政省令、告示、通達の改正等について」ということで、御承知のように平成12年度から紙製容器包装及びプラスチック製容器包装

が再商品化の対象となりますので、関係の政省令、告示、通達等さまざまな改正作業がございますので、これの作業スケジュールを簡単に御報告しておきたいと思っております。

まず政令でございますが、そこに政令・省令と書いてございまして、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令」というのがございます。現在作業をしておりますけれども、主な改正点といたしましては、まず燃料として利用する場合には政令で指定するものに限るということが第2条第8項第1号に書かれてございまして、それにつきまして、今回、二つ政令指定をすることを予定しております。一つが紙製容器包装廃棄物の固形燃料等の燃料、それから油ではなくてガスを新たに追加していくということで二つを追加したいと考えております。

2番目でございますが、指定法人が特定事業者との再商品化契約業務の一部を委託する団体につきまして、法律第23条に基づきまして、こういったことをする場合には政令で指定することができるという規定がございますが、この団体について「商工会ないしは商工会議所等を追加する」というような条文を追加したいと考えております。現在作業中ございまして、できれば6月上旬位をめどに改正を致したいと考えております。

次は法律の施行規則でございます。幾つかございまして、一つが6月上旬と書いております右の方ですが、一定の容器包装につきまして有償または譲渡できることが明らかなものにつきましては再商品化の義務はないということで、現在、スチール缶、アルミ缶、それから牛乳パックが指定されておりますけれども、段ボールにつきまして分別収集しますと有償または無償で譲渡できることが明らかであると言われておりますので、段ボール製容器包装につきまして規則で指定したいと考えております。

それから、紙・プラスチックが入ってくることによって当然でございますが、容器包装区分なり特定分別基準適合物にこの二つを追加していくということがございます。

それから、8月下旬とございますが、これはさまざまな量、比率の計算を行うに当たりまして業種区分等がございますので、これを追加したいと考えております。

2ページをお開きいただきたいと思っております。省令・告示と書いてございまして、一番上は分別収集省令でございます。これは段ボール製容器包装、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装に係るものを分別基準として追加していくというものでございます。

その下は再商品化省令でございまして、紙製、プラスチック製容器に関するものを追加

するというところでございます。なお、簡易算定のための容器包装廃棄物比率につきまして、今年度の調査に基づきまして比率を改正してまいりたいと考えております。

それから告示でございますが、まず基本方針がございます。これにつきましては紙・プラスチックが入ってまいりますので、その再商品化の考え方及び方法について追加するということが必須の条件になっております。場合によっては、現在ガラスびんないしPETボトルの再商品化につきましては一定の進捗状況がございますので、それを踏まえた改正を行いたいと考えております。

その下が再商品化計画の告示でございますが、紙・プラスチックにつきまして再商品化の見込量、それから施設の設置等に関わります事項を追加していきたいと考えております。

3ページは、いろいろ書いてございますが、特定事業者が自ら算定するためにさまざまな量、比率というものを主務大臣が定めておりますけれども、こういったものにつきまして順次定めていくというものでございます。

4ページは、さらに通達等ございまして、三つほどございます。容器包装に関する基本的な考え方ということで、容器か包装かというような事業者が考えていく上での基本的な考え方でございます。これは前回資料としてお示しいたしまして、5月13日に改正したところでございます。

それから特定事業者による見込額量算定のためのガイドラインでございますが、前回資料としてお示ししておりますが、これにつきまして必要な量・比率が定まり次第、8月下旬に改正したいと考えております。

最後の自主回収の認定の留意事項ということで、包装なり紙製・プラスチックの再商品化製品に対応した記述等を追加したいと考えております。

以上、おおむね8月一杯くらいまでに様々な手続を進めたいと考えております。

またここには書いてございませんが、事業者にとって非常に問題になります指定法人の委託単価につきましても同様なスケジュールで決定を進めたいと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

委員長 どうもありがとうございました。

委員長 平成12年度の完全施行に係る省政令、あるいは告示、通達の改正等についての御報告をいただきました。何か皆さん方から御質問があればどうぞお願いします。

委員 今回の容器包装リサイクル法では通産の方も積極的に事業者さんに対して説明を行っているようですけれども、容器包装リサイクル法の中における食品部門の割合が45%くらいはあると伺っていますので、農水省が対象となる企業の方たちにこれから説明会を開くとかそういうことはなさるのでしょうか。

事務局 委員御指摘のように、容器包装リサイクル法はある意味で知られていないところもございますし、内容が複雑な面もございます。昨年度からやっているんですけれども、特にこちらだけで普及啓発をやっていてもしょうがないので、担当が各県へ出向きましてそこで容器包装リサイクル法の普及啓発を行っておりまして、呼ばればどこへでも行きますということで現在対応しているところでございます。

委員 厚生省の方の所管になろうかと思いますが、もしお持ちでしたらお知らせをいただきたいと思います。

今、8月下旬に手続が完了ということ、現場を担当しております市町村としますとそれでも大変厳しい日程で、過日私どもとしましては委員等をお迎えしまして、厚生省の例の補助事業でどう分別をしていくかという形で論議をしたところなんです、大まかな基準はわかっていますが、さらに詳細な取扱いの要領といったものがまだまだ煮詰まっていない、いろいろな協議会で検討されている、これ待ちということになっているわけです。そういった関係で、プラスチックの推進協議会、指定法人という面で今さらに具体的な取扱い要領はどういう動きになっているのかということが1点でございます。

2点目としましては、再商品化の見込量ということと、これはまだかと思いますが、先ほどお話にありました指定法人の委託単価、極めてアバウトで結構ですが、どの位なんだろうかと。なぜそのようなことをお聞きするかといいますと、私ども、先ほどの補助事業の中で容器包装とそれ以外という形で、それ以外のプラスチックについても何らかの形でこれを機会に資源化していきたい、こういうことになりまして、それに伴う単価が一つの目安になってくるのではなかろうか、我々とすれば、でき得れば指定法人を通して再商品化事業と契約するとき、単独でもいいから容器包装対象外のプラスチックについても将

来何とか資源化できるような方策を考えてもらいたい、そのような観点から指定法人の委託単価はどの程度まで煮詰まっているのか、アバウトでどのあたりまで行くんだろうか、8万なのか10万なのか、そのあたりはもし詰まっておりますらお知らせをいただきたいと思います。

事務局 1点目の詳細な取扱要領という問題ですが、先ほど御説明しましたように、基本的な分別基準の内容といったものは決まっていますのですけれども、さらにブレークダウンしたものが実務的には必要だということで、これはいわば指定法人の引取基準とかそういう問題になりますので、指定法人側で鋭意検討されていると思います。全体的に見て8月下旬位までにいろいろなものを決めていこうというのが全体の流れでございますので、委託単価とあわせてそのころまでには決まってくるのだろうなと思っております。

2点目の委託単価でございますが、これは非常に難しい問題がありまして、再商品化の種類は大体決まっていまして、プラスチックだったら高炉に入れるとかそういうもの、紙であれば製紙工場に持って行ってそこで分別をして、使えるものはさらにマテリアルリサイクルしていく、使えないものはRDFにして燃料化するということが内容的に決まっております。さまざまな条件がありますので、これとなかなか言いにくいところもあるんですが、大体プラスチックはPETが目安となってPETよりはちょっと安いのかなということで議論されているようでございます。

それから紙につきましては、製紙工場に持っていきましてそこで分別する費用がかかるということで、プラスチックよりは安いけれども、選別の手間がかかるのでガラスよりはるかに高くなるのかなかということで、まだ決まっておりませんが、歯切れは悪いんですが、5万とか6万とかその辺かなということで、これは今議論中でございますので確たることは言えませんが、感じとしてはそのくらいかなというように思っております。

委員 あと一つは、食品の容器包装で一番お願いしたいことは、スーパーマーケットに行きますと、これはプラスチックですとか、これは紙ですというような個々のメーカーさんの善意による識別マークがついているんですけども、まだ非常に少ないんです。

なぜつけないのんだろうかということをおあるマスコミ担当の記者の方が協会に電話かけましたところ、「識別表示マークをつけてしまうとコストがかかるからできません。」という答えがまだ流れているようなんです。

そういう時代遅れな話は包装協会のようなところがやっていくこと自体おかしいと思っておりますので、通産省の委員会の方では識別表示はつけようという方向で動いておりますので、農水省の容器包装リサイクル法関連の方たち、冷凍食品とか食品包装関連の方たちはこれから識別マークを積極的につけていただくように御検討いただきたいと思います。

委員長 要望ということでよろしいでしょうか。

委員 はい。

委員長 ではそういうことで承っておきたいと思えます。

ほかにはいかがでしょうか。なければ二つ目のテーマに移りたいと思えます。

## 2) 食品産業の環境対策ビジョンについて

委員長 では、食品産業の環境対策ビジョンについての審議を行いたいと思えます。まず事務局から説明をお願いします。

事務局 資料5 - 1及び5 - 2に基づきましてビジョン関係を御説明いたしたいと思えます。

まず「今後の食品産業環境対策の推進の方向について」というものでございますが、要するにビジョンについてその方向性を示すものでございます。御承知のように、環境問題は非常に多岐にわたるものでございまして、食品産業から見ると比較的取り組まなければいけないもの、取り組まなければいけないんだけれども、そうでもないものとかいろいろございます。濃淡があるというようにお考えいただきたいと思います。これまでの論点整理の中で明確になったのは、食品産業として取り組まなければいけないのは、エネルギー問題、廃棄物問題、化学物質の問題、大体この3点くらいかなというようにみております。いずれにしてもそういう3点の問題を中心に整理させていただいております。

資料に基づいて御説明したいと思えます。資料5 - 1と5 - 2を両方開けながら見ていただきたいと思います。

まず5 - 1、食品産業をめぐる環境問題の状況ということで、全体の現状はどうなっているかということでございます。その中で現状はどうかということで、(1)は食品産業にかかわりなく環境問題一般の我が国における歴史を整理したものでございます。戦

前から我が国は工業化を進めてまいりまして非常に発展してまいりましたが、同時に、いわば光に伴う影ともいうべき公害問題が生じてまいりました。戦前はいろいろな対策があったというようにも言われていますけれども、結論から申しますと、必ずしも有効な対策は講じられていなかったという状況かなと考えております。

その後、高度成長に伴いましてどう変わってきたのかということでございますが、工業の発展に伴って非常に多くの汚染物質の発生量が増加してきたということで、非常に激甚な公害問題がさまざま発生したわけでございます。こういった公害問題に対しまして世論も高まりを見せまして、国レベルにおきましても、42年の「公害対策基本法」、43年の「大気汚染防止法」が制定されまして、45年末の第64回国会、いわゆる公害国会と言われておりますが、ここにおきまして「水質汚濁防止法」、「廃棄物処理法」等の制定を含みます公害関係14法案が制定・改正されるに至りまして、ここで公害対策の基本的な枠組みが整備されるに至ったわけでございます。

昭和50年代に入りますと、こういった様々な規制が効を奏しまして企業公害問題は一定の改善方向に向かっていったわけでございますが、新たな形の環境問題が顕在化してまいったわけでございます。まず一つが大気の大気汚染物質の増大、あるいは湖沼の富栄養化の問題が出てまいったわけでございます。それから60年以降になりますとさらにさまざまな問題が出てまいりまして、地球規模での環境問題とか化学物質による環境問題、加えて身近で深刻な問題としまして廃棄物にかかわる問題が出てまいったわけでございます。

3ページをお開きいただきたいと思います。現在の環境問題が抱える特質を整理いたしております。現在の環境問題は過去の問題に比較しますとかなり変化してまいりまして、要約いたしますと、現在の社会システム、いわゆる石油文明そのものに根差しているということでございまして、その根本的な解決方法というのはシステムを変えていくということですので、簡単には見出しがたいというような難しさを持っているということでございます。

でございますが、環境問題は空間的・時間的に広がっているということで、地球規模に拡大しているということ、環境への負荷行為自体が数世代に及ぶというような時間的な広がりが見られるというような特質が生じてまいっております。

でございますが、原因も典型的には企業公害問題は工場等から有害物質が排出されるというものでございましたが、近年における環境問題を見ますと、通常の事業活動に伴う原因、あるいは国民の日常生活も原因になっているということで、非常に構造変化を生じているということでございます。

でございますが、こういったこともございまして、問題解決が非常に難しくなっているとされておりまして。というのは、地球温暖化問題を例に取りますと、頭の中で概念的には理解されているということでございますが、直接的にその被害や原因が体で認識することは困難でして、対策を実施するとしましてもなかなか全体的な合意が得られにくいという状況を創出しております。

環境問題の原因が現在の経済社会システムに根差すということは、それを解決するというのは現在のシステムを変えるということですから、各主体に対して相当の負担を負わしめるということでございます。現在の生活は化石燃料を相当使っておりますので、すぐにやめるというわけにはいかないという問題がございます。国際的に見ましても温室効果ガスの削減問題で途上国側が非常に反発しているというのはこういった難しさを象徴しているのではないかと見られております。

5ページへまいります。このような難しい問題に対処するためには、いわばトップダウン的なといいますか、画一的なやり方はなかなか難しいということがございまして、みんなが合意しながら納得ずくでやっていくことが必要でございまして、透明性の確保とか、情報が公開された中でみんなが参加してやっていく、各主体が公平に負担する、このような納得ずくの解決方策が必要になってきているかなというように見ております。

次に(3)で食品産業の環境負荷の現状等を簡単に整理いたしております。環境負荷の状況を見ますと、まずエネルギー使用量が環境負荷にかなり大きな関係を有するというところで、これについて見ますと、食品製造業中で3.5%程度を占めているわけでございます。製造業全体の生産額に占める食品製造業は、大体1割産業と言われておりまして、10.9%でございます。これは実は飲料・たばこ・飼料製造業を含んでおりますので、食品製造業単独の数字ですと、生産額は6.9%シェアでエネルギー使用量が3.5%でございますので、そういった意味でエネルギー使用量の比較的少ない産業であるということが言えるのではないかと考えております。

それから食品流通業及び外食産業につきましては、業態ごとの個別データは存在しませんが、民生部門全体で12%ということで一定の割合を占めているのかなということでございます。これは双方のデータとも資料1に書いてございます。

それから資料2をごらんいただきたいと思います。これは産業廃棄物の業種別排出割合を示したものでございます。食品産業は左側の方に食料品製造業、それから飲料・たばこ・飼料製造業でございます。食料品製造業は2.9%、飲料・たばこ・飼料製造業が1.3%、合わせまして4.2%ということで、産業廃棄物全体に占める割合からしますとそれほど多くないという状況でございます。

それから、後でまた詳しく御説明しますが、一般廃棄物に占めます食品由来の廃棄物につきましては、容器包装廃棄物が重量ベースで14%程度、食品残さ等の有機性廃棄物が1/3程度と推計されておりまして相当大きな割合を占めていると言われております。

それから、製造・流通等の各段階における環境負荷の推移、過去に比べてどうなっているかということでございます。資料3をお開きいただきたいと思います。これは食品製造部門におけるエネルギー使用量等の推移を20年間くらいプロットしたものでございます。前回は御覧いただいておりますが、一番上の菱型みたいなグラフが出荷額の推移でございます。卸売物価指数で加味・算出いたしますと大体157%の伸び率でございます。これに對しましてエネルギー使用量が115%ということでございます。産業廃棄物数量でございますが、これは85年くらいからの数字しかないのをプロットしてございますが、85年と比較しまして97%とやや減りぎみということでございます。

以上を総括いたしますと、製造業につきましてはエネルギー使用量、または廃棄物数量は微増ないし減少傾向にあるということがデータからは読み取れるわけございまして、省エネ設備の導入とかそういった環境負荷低減についての一定の取組がなされているというように評価できるのではないかとみております。

資料4が食品流通なり外食部門におけるエネルギー使用量等の推移を示したものでございます。御承知のように流通なり外食産業は非常に成長しております。販売額で見ますと、上のかなり突出したグラフがそれぞれの販売額の伸びでございます。外食が237%、流通が218%ということで非常に伸びているわけでございます。実はエネルギー使用量、業種別のデータが存在しないわけでございますが、民生（業務部門）のデータによりますと、

181%ということですからかなり伸びているということでございます。それから一般廃棄物数量も122%でございます、これも同じように伸びているということで、流通業なり外食産業を含むいわば製造業以外の部門につきまして、サービス産業の市場規模の拡大等もありまして特にエネルギー使用量につきまして顕著に増加しているということがデータから読み取れるのではないかと考えております。

資料5をお開きいただきたいと思っております。これは商品輸送過程におきますエネルギー使用量等の推移をグラフで示したものでございます。簡単に申しますと、商品輸送過程におきます輸送量は特に食品工業品が増えている。一番上のかなり突出したグラフでございます、200%近くなっているということでございます。これは全輸送量が一番下の三角のグラフですので、これに比べて非常に増えているということございまして、商品輸送過程における環境負荷排出量は顕著な増加傾向にございまして、さらに食品産業の寄与度合いも増加傾向にあると言えるのではないかとこのように見ております。

文章編の8ページの(4)でございますが、環境問題に対する食品産業なり消費者等の意識はどうかということでございます。資料6でございます。食品産業センターの調査を見ますと、公害防止なり廃棄物削減につきまして7割の企業、省エネは6割の企業が取り組みを行っているというように回答しております。これに対しまして「全くやっていない」というように回答した企業は2%弱ということで、それなりに取り組まれているのかなということでございます。ただ、その取組動機を見ますと、資料7、これは環境庁の資料でございますが、一番右は、規制等に応じて環境対策の必要性から決定ということで規制対応をする、それからコストがどうなっているのか、合理化投資ということで14%、それから9%ということで合わせて23%でございます。それからちょっと見にくいのですが、右から3番目の11と書いてあるのが、どの程度環境負荷が削減されるか、自社内での費用対効果を考慮して決定ということで、総じていえば規制への対応、コスト問題ということが企業におきます環境投資の動機づけにおいて大きな比重を占めているというように見られるわけでございます。

資料8、資料9でございます。そうはいつでも自主的にいろいろやられている例も増えておりまして、ISO14001の取得状況は若干食品関連でも出てきているということがございます。それから環境自主行動計画につきましても既に現段階で策定済みの団体が8とな

っております。こういった企業の自主的な行動を基本とした対策というのは温暖化問題のような場合には非常に有効であるというように考えております。

それから の消費者の問題でございますが、消費者ニーズは非常に多様化しております、従来、量的な充実や安全性といった基本的な要素だけだったわけでございますが、品質面で安心や新鮮さ、食の簡便さの要求、それから夢、楽しさといった基本的な要素以外の要求も高まっております。こういう消費者ニーズの変化は一方では店舗の長時間営業化とか多頻度少量配送に伴うエネルギー使用量の増大、それから過度の鮮度志向による製品廃棄等流通口スの発生など環境負荷の増大をもたらす一因となっております。

一方で消費者の環境に対する意識は年々高まっております、環境庁の調査によりますと、廃棄物やリサイクル問題、気候変動、ダイオキシン問題について相当な関心があるというように回答が出ております。

10ページへまいりまして、消費者もそのようなかなり相反する意識を持っているということでございますので、これからの消費者に求められるものとしたしましては、消費者の各場面におきまして、みずからが直接にもたらした環境負荷のみならず事業者等の環境負荷にも配慮した行動を選択し、具体的に実行していくことが求められるのではないかと考えております。

5番目が、現在食品産業として環境問題に本格的に取り組まなければいけない状況はどういうものかということ整理してございます。 は「ダイオキシン対策推進基本指針」が出まして、減量化の目標量を9月までに設定するということが決まっております。食品廃棄物は一般廃棄物の中では非常に大きなウェイトを占めておりまして、これをどうするかということが大きな課題となっております。

は、容器包装の半分くらいは食品関係ということで、12年度から容器包装リサイクル法が全面施行されてまいりますが、これをうまくやっていくために食品産業の取り組みが極めて重要となっているわけでございます。

11ページへまいりまして、温暖化問題が非常に注目されている中、各主体の取組みの本格化が求められております。食品産業自体排出量は余り大きくないんですけれども、むしろ消費者に身近な産業ということで、食品産業の取組が消費者のライフスタイルにも大きな影響を与えるということなどから一緒になって対策をやっていくことが求められてく

るのではないかと考えております。

11ページの2でございます。食品産業における環境問題の特質を整理させていただいております。まず(1)は、農業との連携の必要性ということで、農業と食品産業は食料の安定供給における車の両輪と例えられておりますが、伝統的には食品廃棄物は餌とか、場合によっては堆肥ということで農畜産分野で循環されてきております。そういう意味で、いわゆる静脈分野におきましても資源循環の車の両輪であったわけでございますが、現在これがうまくいっていないということで、 にありますように、食品廃棄物が非常に増大しているとか、農業における地力の低下ということが言われております。

また といたしまして、畜産分野でもいろいろな問題が生じているということで、食品産業の環境対策を推進していく上で農畜産分野との連携をまた復活させることが不可欠な要素となっております。

12ページの(2)でございますが、特質の2番目といたしまして、消費者に身近な産業としての位置づけがあるということでございます。食品というのは消費者にとって最も身近な産業の一つでございます。日常的に接し、また直接的な影響を与えております。

13ページへまいります。そういったかなり消費者に密接である食品産業の特質を見ますと、食品産業がどのように環境対策に取り組んでいるかということが、日々露出しております消費者のライフスタイルを決定づける上で重要な役割を占めております。現在、経済社会システムを何とかしなければいけないということで、消費者に対しまして直接、間接的に大きな影響を及ぼす食品産業の環境対策の推進はますます重要になってきているのではないかと考えております。

特質の3番目として、(3)は産業構造上生じる問題がございます。一つが業態の多様性ということでございまして、食品産業は業態という面では製造、流通、外食という3業態に分類されますが、それぞれ内容が違うということでございます。食品製造業を見ましても例えば43業種、飲料・たばこ製造業では13業種ということで非常に細分化されております。環境対策はいわば発生・解決手法の中で事業に密接した側面も非常にありますので、こういった業態等が多様だということは取組方法も多様化していくという側面がございます。

資料11をごらんいただきたいと思いますが、これが食品製造業の中小企業性を示して

いるものでございますが、このグラフは製造業全体と食品製造業の事業所数、製品出荷額を図にしたものでございます。事業所数で見ると大企業の占める割合は製造業全体も食品製造業も余り変わらないのですが、製品出荷額で見ますと一般の製造業全体の事業所数がおよそ半分くらいの出荷額を占めておりますが、食品産業におきましては大体1%くらいの大企業が17.2%しか占めていないということで非常に中小のウエイトが高いということでございます。

資料12でございますが、これは全産業と比較いたしまして食品製造業の1人当たり付加価値額を示したものでございますが、かなり低いということで零細性もでございます。このような中小企業性、零細性というものが環境負荷低減のための投資を困難化させる一面がございます、全体として足を引っ張っていることになるのかなというように見ております。

15ページへまいりまして、今後の食品産業環境対策の基本的方向でございます。一つが理念ということで、食品産業におきます循環型経済社会システムの構築ということでございます。先ほどから、環境問題は現在の経済社会システムに根差しているものということをお説明してまいりましたけれども、こういったものを新たな循環を基調とする持続可能な経済社会システムへ再構築していくことが不可欠になっております。

最初に大きな問題としてエネルギー、化学物質、廃棄物と申しましたが、こういったところに重点を置きまして環境対策の推進を図っていくことが必要でございます。一つがエネルギー問題でございます、現在の経済社会システムの根幹が石油ということでございますので、石油というのは基本的に再生可能でない資源エネルギーでございますので、これの投入を最少化していくことが必要となっているということでございます。現在の社会システムは、一言で言いますと大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会システムと言われておりますが、今年環境白書なども、環境への負荷が少ない最適生産、最適消費、最少廃棄型の経済社会システムへ移行していこうということを言っておりますので、こういった取組が必要なのではないかと思っております。

でございますが、環境中に排出される環境負荷物質の最少化ということで、食品産業自体はそれほど有害物質を使っておりませんけれども、化学物質のようなものはできるだけ環境中への排出を最少化していくことが必要ではないかと思っております。そういった

環境負荷物質等の環境の排出につきましては種類とか量といった情報を公開していくということも重要でございます。

17ページへまいりまして、 と が廃棄物問題でございますが、御承知のように、特に一般廃棄物につきましては食品産業に由来する廃棄物のウエイトが高いということで、できるだけ消費・廃棄段階における間接的な環境負荷排出も十分考慮してその最少化に努めていくことが必要でございます。ごみというのはどうしても出るので、出たものにつきましては再資源化を進めていくことが必要でございます。こういったエネルギー、化学物質、廃棄物等のさまざまな局面におきまして食品産業としてやることのあるのではないかとということがここに書いてございます。

(2) は環境配慮の事業活動への組み込みの推進ということでございます。これからの環境問題、規制対応といったようないわば他律的な動機に依拠するものではなく、みずからやっていくということが重要になっております。ただ、企業は当然お金儲けをしなければいけないものでございますので、コスト問題が非常に重要な位置付けを占めております。そういったコストは十分把握されていないということもございまして、費用対効果も明確でないということもございまして。こういう企業内部におきます環境対策の不十分な把握は、環境負荷低減行動を起こす上で重要な位置づけを占めます、最近出てまいりましたいわゆるグリーンコンシューマーとかグリーンインベスターというような適切な活動を阻害していることにも留意する必要があると思っております。

さらにということで、食品産業自体お客の立場に立っております。農産物なり容器包装の有力な顧客としての地位を占めております。こういう他産業における環境対策の推進を促す上でも自らグリーン購入等について取り組む必要があるのではないかと考えております。

以上を踏まえまして、できるだけコストなり何なりに評価するというところで、環境会計の取組とか、あるいはそういう評価結果についての環境報告書というような情報開示等の推進を行っていく必要がございます。併せまして環境マネジメントシステムの導入等も必要かなと考えております。

18ページの(3)でございますが、各種対策の効果的な実施という点から、各主体における環境対策のベクトルを同一化する、みんなで同じ方向を向いていきたいと思います。

ことが必要になっております。

19ページへまいりまして、事業者の責務と役割ということで、何といたっても事業者の事業活動に伴う直接的な環境負荷をももたらしめますので、これをできるだけ低減する必要がある。それから他の事業者に働きかけるとか、原材料調達というようなこともございますので、こういった間接的な環境負荷の低減にも努めていこうということでございます。ウのところですが、消費者等に対する環境情報を開示していくということでございます。

それから消費者等の責務と役割ということで、ライフスタイルの見直し、あるいは事業者へ取り組みの協力、それから大事なものは、環境対策はどうしてもコスト負担になってまいりますので、このコスト負担への御理解をいただきたいということがございます。更に環境NPO等との連携も重要であるということでございます。

は国及び地方公共団体でございますが、基本的にはサポート役に回るということで全体的な整合性の確保、システム構築の実施、情報提供、普及啓発というような役割があるのではないかと考えております。

21ページ以降は手法の話でございます。(1)でございますが、現在の環境問題というのは環境コストが市場経済の中に適切に反映されずに外部化されたことが大きな要因でございます。こういった側面がございますので、市場原理に基づく効率的な環境対策を推進するため、外部不経済の内部化の推進を中心といたしました各種措置の実施を検討する必要があるというように考えております。

(2)からは各種措置のあり方ということでいろいろ書いてございますが、既に前々回御説明いたしましたので省略させていただきたいと思っております。

ちょっと飛びまして恐縮でございますが、27ページをお開きいただきたいと思います。今後の食品産業環境対策の具体的な方向ということで各論を整理いたしております。1番が廃棄物問題の現状でございますが、資料13を御覧いただきたいと思います。これを御覧いただきますと、バブル期までは廃棄物の量はウナギ登りだったわけですが、バブルが終わってもなかなか廃棄物の量は減らないということでございます。資料14が産業廃棄物でございますが、これも同じ状況でございます。

このような廃棄物の量が増大してまいりまして、最終処分場の逼迫とか様々な厳しい状況が生じております。では埋立てとか焼却すればいいということがございますけれども、

そういった埋立地や焼却施設の新規設置につきましては、先般の名古屋市の藤前干潟問題、所沢のダイオキシン報道にみられるように、非常に困難というのが現状でございます。

文章編の28ページでございますが、一方、ダイオキシン問題はかなり深刻化しておりまして、本年の3月30日に政府として「ダイオキシン対策推進基本方針」を閣議決定しております。この中で廃棄物を何とか減量化しないといけないということで、9月末までに目標量を定めることになってございます。食品産業も一般廃棄物の中ではウエイト的にはかなり多いので減量化に積極的に取り組んでいく必要が求められております。

資料15をお開きいただきたいと思っております。これは市町村におけるごみ処理事業経費の推移でございます。市町村のごみ処理事業経費、大変な状況になっておりまして、グラフを見ていただきますと、ウナギ登りであるということがおわかりいただけと思っております。全体で2兆2,158億円、1人当たりの事業経費で1万7,700円ということで相当大きな問題になっております。

文章編の29ページを御覧いただきたいと思っております。食品産業に係る産業廃棄物でございますが、先ほど御覧いただいたように、全体の4.2%でございます。内訳は資料16に示してございますが、65%が汚泥でございます。動植物性残さが2割ということで大部分が有機性の廃棄物ということでございます。

再資源化率でございますが、特に動植物性残さについて見ますと6年が68%、7年が60%、8年が48%ということで年々低下しております。これは資源の有効利用という観点からは必ずしも適当ではないので、排出者と利用者をつなげるようなシステムの再構築が求められているというように考えております。

資料17を御覧いただきたいと思っております。一般廃棄物に占める容器包装廃棄物の割合ということで、食料品、飲料、包装紙・紙については、重量、容積とも食品関係の占める割合はかなり大きいということが御覧いただけるのではないかと考えております。このように一般廃棄物につきましては特にリサイクル率が悪い状況になっておりまして、直接焼却率が76.2%ございまして、リサイクル率が10.7%という低水準でございます。

30ページへまいります。まず大きな課題といたしまして食品残さ等の食品廃棄物の減量化とリサイクルということでございます。資料18を御覧いただきたいと思っております。産業廃棄物、先ほど説明いたしましたように、食品製造業の業種別の排出量、排出内訳、

動植物性残さの処理内訳はこの表のとおりでございます。

次のページをごらんいただきたいと思いますが、一般廃棄物の事業系と家庭系でございます。この内訳は必ずしも明確でないので、一応東京都の例を拡大推計させていただいております。東京都の例を見ますと、事業系と家庭系、62%、38%の割合でございます。排出先で見ますと、いわゆる厨芥類が家庭系のうち48%、事業系のうち17%という量を占めております。これを合わせますと大体3割弱という状況でございます。

この中で処理内訳を見ますと、いわゆる高速堆肥化施設で再資源化されているのが5万トン程度というように言われていますので、大体厨芥類の0.3%くらいしか再資源化されていない状況でございます。資料の30ページでございますが、非常に分別が難しいということがございまして、そういう状況ですと工夫と住民の協力が必要でございまして、逆にそういったことが再資源化を遅らせているということではないかというように考えております。

31ページは自治体レベルにおける取組ということで札幌、長井市、北区の取り組み状況を書いてございます。

32ページは廃棄物処理に伴う事業者負担が増大しているということで、資料19を御覧いただきたいと思いますが、これは東京都における廃棄物処理手数料を示してございますが、事業系一般廃棄物でも収集をしますと28円50銭ということでございます。

資料20でございますが、先ほど見ていただきましたように、市町村も大変苦労されておまして、処理経費はだんだん増えております。こういう傾向から見ますと事業者負担につきましてもさらに増大することが見込まれるのではないかと考えております。

32ページの でございます。こういうことを背景といたしまして、事業者も自主的に取り組んでいこうという動きも出ております。32～33ページにかけまして二つの例を書いております。

33ページの真ん中から下の方でございますが、生ごみの飼肥料化につきまして共通する特色でございますが、コストが大きな問題ということで余り金をかけては企業経営上問題があるということでございます。イでございますが、なかなか製品の販路に苦労しているということが共通して出ております。34ページのウでございますが、その他の課題といたしまして、設備コストとかスケールメリットの確保、特に域内処理の原則等規制の複

雑さを指摘する声もございます。

こういった事例を見ますと様々な問題がございます、事業者個々の取組みでは限界が見えてきたということも否定できないのかなというように考えております。

が農業関係の問題、35ページにまいりまして が窒素流入の状況ということで、窒素の問題も出てきているということでございます。

(2) 今後の方向でございますが、食品廃棄物の減量リサイクルの推進というのは非常に重要な課題となっておりますけれども、重要な問題でございますので、食品廃棄物のリサイクルを推進する新たなシステムを構築する必要があるということでございます。留意点といたしましては、一つは需要の把握ということで、リサイクル製品の需要をどのように把握していくのかということでございます。

36ページへまいりまして、 、需要に応じたリサイクルの実施ということで、基本的には排出者である事業者責任として行っていくべきであるということでございます。ただ、先ほども申しましたように、個別でなかなかやっけていけないということもございますので、共同して組織を作ってやっけていくということも考えられるのではないかと考えております。

といたしまして、高品質の製品を安定的に低コストで供給する必要があるということで、技術開発等も重要でございます。

37ページでございますが、使っていただかないといけないわけでございますので、農業サイドでも積極的な利用を行っていくことが望まれるわけでございます。食品産業サイドも農業サイドにおける取組を支援するため、再製品の利用を積極的に行っているような生産者の生産物を買っていくグリーン購入という取組を行っていくこともあるのではないかと考えております。

食品廃棄物のリサイクル、現在ほとんど進んでおりませんので、新たなシステムの構築は不可欠でありますけれども、多くの課題が存在していることも事実でございますので、早急に制度的・実態的な検討を行っていくことが重要になっております。

37ページの容器包装廃棄物の問題でございます。容器包装廃棄物、かなり一般廃棄物中の大きなウエイトを占めております。御承知のように、7年に制定されましたけれども、9年から本格施行されまして来年全面施行されることになっております。資料21をごらんいただきたいと思いますが、対象範囲は非常に増えまして、現在500くらいの事業者が

20万以上になるというようなことが見込まれております。

現在のリサイクルの状況、必ずしも十分ではございませんけれども、とりあえずは順調に推移しております。

38ページ、今後の方向でございます。これは何回も説明してございますが、政策の優先順位、39ページは、L C Aを配慮しながら全体的な環境負荷低減に対する考慮を行っていく。それから効率的な制度運営、柔軟性、透明性などに留意する必要があると考えております。

40ページ、今後の課題でございます。先ほど申しましたように、相当対象者が増えてまいりますので、そういった特定事業者を捕捉、義務履行を確保するにはどうやっていくのか、それから分別収集量と再商品化計画量のミスマッチの調整も課題でございます。それから、これからかなり進めていく上で再商品化手法や再商品化能力の拡充、実際に事業をやっていただく方の育成が重要になってまいります。

41ページにまいりまして、再商品化製品の需要の拡大方策、特にP E Tについて考えていく必要があるのではないかと考えてございます。

それから、先ほど委員からも御指摘がございましたけれども、識別表示が重要ということでございまして、先般、こんなものはどうかということでプラスチックの推進協議会の方で識別表示も決められたようでございますので、食品業界としても積極的に取り組む必要があるのではないかと考えております。

このほか41ページの でございますが、容器包装廃棄物の減量化の取組も重要でございます。

42ページの地球規模の環境問題への対応に移らせていただきます。一つは地球温暖化問題への対応でございまして、資料23をお開きいただきたいと思います。御承知のように、6%削減することが決まっているわけでございますが、食料品製造業はどうかということでもC O 2排出量をそこに示してございます。パーセンテージがなくとも恐縮でございますが、1990年で見ますと日量で470万トン、パーセンテージで見ますと1.5%程度ということでございます。推移につきましては、先ほどエネルギー使用量について見ていただきましたように、それほどは増えていないという状況でございます。

44ページにまいりまして食品産業の取組状況でございます。このような温暖化問題に

つきましては自主的な取組が必要でございまして、現在8団体が自主行動計画を策定していただいております。今後の方向といたしましては、こういった自主行動計画の策定を促進していくことが必要でございます。

45ページへまいりまして、特に実態を把握していくことが重要になってまいります。それから、総論でも御説明しましたけれども、経済社会システムの構造に大きく起因しておりますので、各主体が連携していくことが重要ということでございます。それから技術開発も必要ということでございます。

(2) オゾン層破壊問題への対応でございしますが、資料24をお開きいただきたいと思います。オゾン層破壊物質、特定フロンCFCというのがございしますが、CFCからHCFCというものにだんだん移行してございましてこれが現在主力になっているということでございます。農水省でレーパー別の実情調査をやりましたが、現在HCFCが8割強、CFCが1割程度ということで大部分がHCFCになっているということでございます。

46ページの下の商品産業の取組状況でございします。現在、フロン回収推進協議会が都道府県、政令指定都市におきまして設置されてございまして、ここで取り組まれているということでございします。このように食品産業におきましても実態把握とか適正管理、適正回収のための取組みが行われてございします。特によく使うような清涼飲料業界とか冷凍食品業界におきまして自主行動計画を策定しているところでございします。

今後の方向でございしますが、基本的に食品産業はユーザーとしての立場でございしますので、直接的に回収してそのようなオゾン層破壊物質を破壊していくというような能力は有しないわけでございますので、そういった能力を有するところに使用済みの冷蔵機器を乗せていく、回収システムに乗せていくということが基本になろうかと考えてございします。

48ページでございします。このような使用実態の把握ということで、当然事業者団体が適切に対応していくとともに、アウトサイダー的なものに対してもいろいろと普及啓発活動を行っていく必要があるのではないかと考えてございします。

それから、当然自主行動計画でやっていくということと、現在なかなか新規冷媒はいいものがございませぬので、こういう新規冷媒の開発も重要ではないかと考えてございします。

49ページ、公害対策でございしますが、基本的に公害対策は現在はそれほど問題ではない状況になってございまして、水質汚濁とか悪臭という問題がございしますが、これらに適切

に対応していくということでございます。

50ページは環境リスク問題でございます。一つはダイオキシン問題でございます。資料26をお開きいただきたいと思っております。厚生省の「食品中のダイオキシン類汚染実態調査」によりますと、日本人の平均的な摂取量は体重1kg当たり1日2,41pgということで、その内訳を見ますと、魚介類、肉類、乳製品というように魚介類と畜産類が多いということでございます。御承知のように、ダイオキシンは水には溶けないけれども、脂肪には溶けるといって、こういう脂肪の多いものが比較的濃度が高くなっているということでございます。

51ページへまいります。環境庁の資料によりますと、資料27でございますが、発生源別のダイオキシン発生量を見ますと一般廃棄物焼却から生じるものが80%、産業廃棄物焼却から生じるものが10%でございます。廃棄物の焼却施設から出ていくダイオキシンが全体の9割くらいということで大部分を占めているということでございます。

このようなことから平成9年に大気汚染防止法施行令が改正されまして、有害大気汚染指定物質としてダイオキシン類が追加されております。資料28でございますが、これとあわせまして廃棄物処理法施行令が改正されまして焼却施設の構造、維持管理基準の見直しが行われております。28の資料の左の方の維持管理基準の強化ということでございますが、新設の基準、既設の焼却施設についても随時強化していくということが書いてございます。

このようなこともございまして、51ページのイのところでございますが、ダイオキシン対策推進基本指針が策定されまして、基本的には平成9年比でダイオキシンの総排出量を9割削減するという認識のもと様々な対策をやっていくことを決めております。

52ページは、今後の方向として各種基準が出てまいりますので、これを適切に対処していくということと、廃棄物の減量化、リサイクルの推進をやっていくことが重要な課題となっております。

52ページの(2)でございますが、内分泌かく乱物質でございまして、現状をみますといろいろと社会問題になっております。52ページの下の方でございますが、野生生物等に現れている現象と原因物質の因果関係、作用メカニズム、環境中の動態というものがほとんど明らかにされていないというのが現状でございます。現在調べているという状況

でございます。

したがいまして、53ページの今後の方向でございますが、まず実態解明を推進していくことが一つでございます。それから、実態解明をいたしましてわかったことは国民なり消費者にきっちり伝えていくということでございます。

54ページは、いろいろ調査した結果、危ないとわかったものは使用を中止していくことが必要であるということでございます。

こういったものと併せまして、そのような物質が溶出することのないような容器包装材の開発も重要であると考えております。

最後にP R T R制度でございます。P R T R制度は現在国会に提出されておりますけれども、化学物質の環境中の排出量なり存在について把握していこうという制度でございます。54ページの下の方にございますが、食品産業におきましては、工場等における機器消毒用の塩素、穀物原料の保管時における薫蒸用としての臭化メチルなどの使用例が見られますけれども、全体としては少ないという状況でございます。

55ページは、食品産業は余り危ない物質は使っていないのですが、使っているものにつきましては化学物質の管理に積極的に努めていくとともに、必要に応じて情報開示等も重要というように考えております。

非常に簡単でございましたが、推進の方向についての説明は以上でございます。

委員長 どうもありがとうございました。

## 質 疑 討 論

委員長 少し長目にわたる文章だと思いますが、要領よく御説明いただきました。

さて、総論と各論を通して理解をしていただいたわけではありますが、大変具体的なデータに裏づけられた現状に対する記述、あるいは具体的なケースをもって積極的な取組事例などが示されていてわかりやすいところもたくさんあったと思います。ただ、全体を通じて、この本文の中にも出てまいりましたが、やはり食品産業は私たちの暮らしに直結した身近な産業であるだけに、いかなる環境対応策を打ち出すのかというのは社会的にも非常に注目されていることのひとつではないかと思っておりますので、これからの時間、それぞれの

お立場からいろいろな御意見があると思いますが、ぜひ建設的な意見を出していただけると大変ありがたいと思います。

それでは意見のある委員からどうぞ。

委員 一つこれを議論するときの前提条件として、マスコミを見ますと、食品流通審議会の専門部会がすごくいい答申を出して行くので、農水省もこれから新しく一步踏み出さんだねという期待が非常に高いので楽しみにしているんですが、この答申がまとまった後にこれがどういう形になるのかわかっているともっと議論がしやすいなという気がするのが一つです。

次に前半はすばらしくよくまとまっていると思いました。後半の各論のところでもっと引けてきたかなという気がしましたので、そこを三つほど申し上げたいと思います。私、事前にいただいた資料で見てまいりましたからこの資料とずれるかもしれないのですが、一般廃棄物の総排出量が現在日本中で5,000万トンなんですね。それで4億トンという中からリサイクルする建材廃棄物を引いていきますと大体8割くらいがなくなっていくということを見ていきますと、データを取るときに、産業廃棄物の中に食品廃棄物がどれくらいの量があるのだけれども、リサイクルはこれ位なんだよということを書き込んでおかないと、ただ量の多い、少ないだけですと後半一般廃棄物のところでリサイクル率が非常に悪いというように書かれている部分と読んでいくときにつながってこないから、データの解説の仕方をもうちょっと丁寧にした方がいいと思いました。

次に、企業や産業界はこの1～2年の間にすごく環境について変わってきております。というのは、企業や産業界も参加していかなければ生き残れないということで頑張っているところがたくさんあるので、目標設定と規制的手法というところがやはり弱いかなと。もうちょっと議論を深めていく方がいいと思います。できれば低いラインでもいいから積極的な目標設定を定めておいて上っていくという形を見せた方が産業界と国民に対して非常に説得力のあるものになると思いました。

次に生ごみという表現がところどころに出てくるんですけども、生ごみという表現は日本人たち、主婦も含めてみんなバラバラです。例えば私にとって生ごみというのはプラスチックが一切入っていない地面に戻っていくものです。ところが普通の家庭の主婦の皆さんは台所の三角コーナーに入っているものを生ごみと思っています。したがって私は、

「食品廃棄物」という表現で統一してしまった方が、むしろ生ごみの中にプラスチックが入っていないというニュアンスではいい日本語ではないかなと感じました。ですから、生ごみというような個人の判断によって受けとめ方が違うような表現ちょっと整理した方がいいのではないかと思います。

次にPETボトルのリサイクルということが出てまいりまして、PETボトルのリサイクルの中でも再使用PETボトルということが外国で行われておりまして、非常にいいことなので進めてほしいと思っておりました。ところが外国のデータを調べてみますと、外国のPETボトルというのは成分表示をちゃんとして使っているということなんです。つまり酸に強いプラスチックとか、アルカリに強いプラスチックとかいろいろあるようですが、例えば硬質の水を入れたり軟質の水を入れたりするときにプラスチックが溶出しないという認定をもらってPETボトルになっているという情報が入ってきました。

ですから、PETボトルのリサイクルは再利用はしてほしいんですけども、可塑剤は何か入っているかというところの品質試験をどこでやるのか、農水省か通産省かわかりませんが、その辺、国際的に調べていただきたいなと思いました。

次に容器包装リサイクル法の中で「ミスマッチ」という表現がとても気になったのですが、ではミスマッチしないように集めたらいけないのというような受け方ができる書きぶりになっていましたので、ここのところは、ミスマッチするから国民に集めなさんなというように受けとめられないような表現で書いていただきたい。むしろもっと積極的に行政はきちっと集めてそれをきちんとリサイクルして、そして再利用する用途を作っていくことが大事だと思います。そして基本的には、全体としてごみ堆肥の話の頭の中に入れながらずっとトーンを作っていくといいのかなと思いました。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

それでは順次皆さん方の意見を伺ってから事務局からお答えをいただくという形で進めたいと思います。

委員、どうぞ。

委員 まず小さいつまらないことから申し上げたいんですが、4ページ下の方にありますが、「例えば30年余り前までは」という表現で、マキで御飯を炊いていたという話なん

ですが、例としてこういうのを挙げるのが適切かどうかこれも考える必要があると思うんですが、「お湯を沸かして御飯を炊いていた」と書いてあるのがおかしいなと思いました。これは小さいことですが、ちょっと気がついたものですから……。

それから19ページの のイの終わりの方ですが、「農業等からの原材料調達段階においては、その調達先の選択に当たって環境対策への取り組みを配慮する必要がある」というのはちょっと意味がわからないので質問でございます。前に食品の輸入の話と窒素の日本への滞留の話が出たような気がするんですが、こんなことかなというように自分では想像しております。

それからこれはどこへ入れていいのかわかりませんが、例えばダイオキシンの問題を考えたときに包装材の選択という話がここでは全然出てこないわけですね。環境ホルモンの方はやはり蓋然性の高いものを使うのは自主的にやめましょうというようなことが出ているんですが、ダイオキシン発生の原因である例えば農業資材とか容器包装材についてもどこかで触れておいた方がいいのではないかと思います。塩ビという言葉は1回も出てこないんですね。そこがちょっと気になっております。

それから41ページですが、私どもの団体も運動を進めているところなんですが、容器の構造のところに、規格統一びんの使用の推進みたいなことを入れておいた方がいいと思います。先ほどリターナブルびんのところで、洗ったりなどするエネルギーのことをよく考えて採用する云々というのがあるんですが、その場合も規格統一びんだったらまだ環境負荷は軽減されるわけですね。そういった点で入れていただきたいなと思います。

委員 メーカーの立場からいたしますとこれは非常によくまとまっている資料だと思いますが、やはりごみを出すのは国内生産をメインにしているように受け取られてしょうがないんですね。7ページに出っていますが、企業は環境に対して関心を持ってきているというのは事実でございます。1番目には規制である、コストである、これも事実だと思います。もう一つは消費者の感度が非常に高まってきている、これは商売をやっていく上では大事な要素だということで、これまで進んできているというように私は認識しております。

その中で市場性を考えたときに、市場での公平性、透明性を明確にしていく上で、輸入品に対する部分 いろいろなところを見ますと、輸入業者自身も事業者の中に含まれるものだと私は認識していますし、そうだと思うんですが、どこかでやはり明確にしておいて

ほしいなと、どの部分に入れるにしてもそういう点を入れてほしいなと思います。

1点だけでございます。

委員 先にいただいた資料の15ページでございますが、ちょっと読ませていただきますと、「これによって石油と化学物質に依存した現在の大量生産、大量消費、大量廃棄型経済社会システムから」云々というその後なんですが、この委員会でも大分論議を呼んだところを整理していただきましたが、「環境への負荷が少ない最適生産、最適消費」、ここまでではよろしいんですが、「最少廃棄型のグリーンな経済社会システムへ」ということですが、これにプラスして、今まで特に農業というのは昔から実質的な循環型の廃棄物を使っているということがございますので、「最少廃棄型」ということになるとちょっと弱いのではないかと。今までの経緯を踏まえまして、リサイクルとか再資源化とかそういうことを加えていただきたいなと。ここのところが一番のコンセプトではないかと思うんです。初めに「このため……」ということを出ておりますので、ここのところはもう少し強くそういうことをひっくるめて謳い切ると、循環型社会、特に農業という形で今までの経緯も十分その中に組み込めるような感じがいたしますので、事務局の方でもう一步御検討いただきたいと思います。

委員長 今御発言いただいたことと関係しますので私の意見を申し上げたいのですが、「大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会システム」という記述が数えてみましたら4回くらい出てくるのですが、ちょっと多過ぎる感じがしますね。1回だけきちつと言う、そうしないと何かこのことだけを強調しているような印象がありますので、1～2回程度、効果的にこの言葉を使った方がいいのではないかなと思いました。

それから、先ほど委員から4ページの下「例えば」の例が余り適切ではないのではないかと御意見がございましたが、私も同感ですので、この辺はカットするか、あるいは記述について、便利さの問題と環境という社会性を考えるというか、その辺の表現はちょっと変えられた方がいいのではないかと思います。

委員 逆に私はとてもいいと思ったんですよ。珍しくわかりやすく書き込んだなと思いました。お湯で沸かすという日本語はちょっとおかしいけれども、かまどの話から立ち上げて、法律をずっと解説して行って、こんなにわかりやすく国民に法律を解説してくださったレポートというのは過去にないと思います。私はこの辺はすばらしく気に入っている

んです。でも委員の皆様の御意見ですから……。こういう人もいるということです。

委員 これでもいいかどうか迷っていて、言葉がおかしいなと思ったのは、それにしても30年前かなと、ちょっと気になったんですよ。私、30年前から主婦でしたけれども、周りを見てもこんなのはなかったですからね。もう電気釜でした。

委員 私はかまどでした。

委員 50年か60年前じゃないですか。

委員 40年ですね。18くらいまでかまどでしたから。

委員 食品産業に係る環境対策としてこのように網羅的にまとめた文章は少ないので大変事務局も御苦労されたと思うんですが、私、資料は昨日の夕方いただいたので、大きな点で気がついたことを幾つか申し上げますと、一つは、22ページに手法の問題として、拡大製造者責任、E P Rというのが出ていますね、これは専門委員会でも余り議論していないのですが、O E C Dでも議論されていて、この考え方というのは、昔の公害に使われたP P Pを適用して、例えば自動車の排気ガスは出すのは運転する消費者ですけれども、消費者はどうしようもない、したがってメーカーに責任があると。自動車の排気ガスについてはそのとおりだと思うんですが、そのP P Pの原則を環境問題にも適用していこうということで、どちらかという事業者に責任を持たせれば環境の問題の解決はうまくいくんだ、事業者だけにという語弊がありますが、今までの専門家会議などで出た資料を読む限りではそのような傾向が強いと思うんですよ。

このペーパー自体はバランスのとれたもので、関係者は消費者、地方公共団体、事業者ということで、今のリサイクル法はまさにそういう考え方でやっていて結構なんですが、そういう意味でこのE P Rというのはいろいろ議論のあるところなので、こういうものを念頭に置いた検討を行うことが必要である、と断定するのはここでの報告書としてはちょっと問題ではないかという感じがいたします。

その話とも関連するんですが、13ページの上の方に、環境対策への取り組みは消費者のライフスタイル等を決定づける上で重要な役割を占めている、消費者に対して直接・間接的に大きな影響を及ぼす食品産業の環境対策は重要である、これ自身は別に異論はないのですが、従来この委員会で消費者の方と事業者の間で、事業者がこういうものをつくるから環境問題が進まないのではないかという話と、いや、消費者がそういう商品を望まれ

るからだ、この議論は鶏と卵みたいな話で、要するに企業が変われば消費者も変わるんだという考え方と、お客様の需要が変われば企業もそれに合った売れる商品をつくっていくわけだからということで、私自身はどっちもどっちだと思うんですが、そういう議論があったところへこれが書かれているということなので、物をつくる方が変われば消費の方も変わるんだという考え方でこういう表現をされるとやはり問題が残るのではないかという感じがするんですね。

別に表現をどうしろということではなくて、食品産業の対応ということでもいいんですが、別のところには消費者の責務ということが出てくるのかもしれませんが、企業なり業界側としては、やはり売れるものを作ることが基本にあるものですから、消費者の方々のそういう環境志向に合った需要がないと、ないけれども企業の側がそういうものをどんどんつくれという話だけだと一方にだけ偏るのではないかという感じがいたします。 もう一つは、これも食品産業のと言われればそうなのかもしれませんが、今度の報告書で一番大きなポイントの一つは、食品残さをどういう形で農業なりに変えていくかということですね。先ほど御説明があったように、資料17を見ますと、食品製造業では動植物性残さは340万トンあってこれの半分が再資源化されている、最終処分まで行っているのは60万トンだ、こういう資料があるわけですね。次の資料18を見ますと、一般廃棄物のうち厨芥類で事業系が530万トン、家庭系が930万トン、ですから一般廃棄物として事業系が500万トン、家庭系の厨芥が900万トンというのは非常に大きいんですね。食品の残さの問題を議論するとき、事業系の方は当然議論になるんでしょうけれども、家庭系の900万トンというのは、これはしょうがないんだ、この報告書は食品産業の対策なんだからということで、果たして全体の環境問題として何もしなくていいんだろうか、そういう感じがいたします。

特に農業と食品産業、あるいは食品残さとの関係というのは、都市と農村がだんだん乖離してきて地理的立地が変わってきておりまして都市に集中している。そういうことで、私個人はそれをどのようにやっていくかという意味で、やはり地域性というのは大きいので、地域に密着してやらないと、容器のリサイクルの問題でも距離の問題が大きいわけですが、特に食品残さの場合は傷みやすいとか地域的な問題は非常に大きいと思うんです。ですから、これは食品産業の範疇を超えるのかもしれませんが、基本的には厨芥について

は家庭の中で処理する。家庭といっても都会の庭のない家は困るかもしれませんが、地方では広いわけですから、まず家庭内処理があってそれから小地域の地域内処理ということをやっけていかないと、東京の厨芥を地方の農村へといってもなかなか難しいところがあるわけですから、地域、地域、あるいは家庭の中で処理することがこの問題を解決するには大事ではないかと思っております。

気がついた点は以上でございます。

委員 確かに今御意見がありましたとおり、我々市町村でいいますと、家庭から出される食物の残さの問題は今大変大きな課題になっております。そんな中で、31ページに札幌、山形、東京都とそれぞれの自治体に取り組んでいる例示がございます。これは一つの例としていいかどうか事務局の方で御検討いただきたいのですが、私どものような都市化されたところではこういうシステムはなかなか難しい。でも今のような御指摘の中で、各家庭が自分のところでできるだけの対応をするという形になりますと、コンポストとか、総エネルギーの点では若干問題ですけれども、最近電機メーカーが売り出している機械式のもの、それらを自分のところでやって自分の花壇等で自家処理をするということも一つの例ではなかろうかなと思います。

ちなみに柏市は今11万世帯でございますが、そのうち今まで補助金等でコンポストを設置いただいたのが約9,000、世帯数でいくと7,000世帯、もうそろそろ限界に来ているのではなかろうかなと。ただしそれがパーフェクトに管理がなされているかという別で、私ども年に1回程度の追跡調査をしておりますが、そういったことがちょっと入ると一つのメルクマールになるのではないかとということで追加の御説明をさせていただきました。

委員長 先ほど委員から出ました22ページのE P R、これはちょっと専門的な話ですので事務局から解説をしていただけるとありがたいと思いますが……。

事務局 E P Rでございますが、O E C D等でいろいろ議論されているものでございまして、特に容器包装廃棄物など、結局家庭から出るようなごみの処理責任はだれに負わせるのかという問題の中で、それはそれを作った製造業者がやればいいと、平たく言えばそういうものでございます。P P Pの原則でいくとその責任者は、家庭・一般市民になるんですけれども、それはなかなか難しいだろうということで、製造者責任を拡大するという事で拡大製造者責任と言われているわけです。

先般OECDのワークショップが開かれまして、日本からも環境庁とか厚生省が出ておりますが、その中で、日本におけるEPRの取組ということで容器包装リサイクル法が典型的な例であるということで説明をしているようでございます。

以上でございます。

委員 日本の容器包装リサイクル法は、確かに商品化の費用負担は事業者でありますけれども、分別して出すとか分別収集をするのは消費者とか地方公共団体の役割分担でやっているわけですね。そういうことで、私はこの拡大事業者責任の一番危険な点は、環境問題は何でも事業者がやればいいんだ、企業がやればいいんだ、このような風潮が非常に強くなる危険があると思うんですよ。現実には容器包装も飲料の缶とかびんはその辺に随分ポイ捨てされていますね、これは食品業界がお金を出してそのための団体もつくって運動もやっているわけですが、本来は、消費者がやたらに捨てないとか、消費者がきちんと集めて分別して出すとか、ただお金の話だけでなくそういう役割分担が必要だ。事業者が全部ということになれば、生ごみまで農家とか食品メーカーの責任だという議論に行きやすいわけですね。

そういう意味で、この拡大事業者責任というのはいろいろな捉え方があるのかもしれませんが、日本の今のリサイクル法であれば私はバランスのとれた役割分担になっていると思うんですが、ヨーロッパを中心に議論されているのは、事業者が何でもやればいいんだという傾向が非常に強いわけです。逆に言うと事業者以外は責任がないというような風潮さえ見られるんですね。それで私は先ほどから生ごみの処理も家庭での処理が大事だということを強調しているんですが、このペーパーにもありますとおり、関係者がそれぞれの役割分担に応じて効率的にやっていかないと環境問題の解決は難しいと思っているものですから、ここの3行はできれば削っていただきたいと思っております。

委員 まずタイトルの部分なんですけど、1の「食品産業をめぐる環境問題の状況」というところで、1～5ページの3分の2くらいまで費やして書かれておりますが、これはあくまでも概論なんですね。これは食品産業も一旦は加担したところがあるかもしれませんが、あくまでも概論ですので、タイトルが「食品産業をめぐる」となりますと食品産業が全部これに加担したというように読まれかねませんので、例えば「我が国における産業の環境問題の状況」として、それで5ページの(3)の「食品産業の環境負荷の現状

等」のところから始めて「食品産業をめぐる環境」というようにしていただかないと、内容的にも不都合が出てくるのではなかろうかと思います。それが1点です。

それから、先ほどのように、拡大されるということもありますけれども、排出者責任というのは法律の中でも当然うたわれているわけですから、排出者が責任をもってその処理をするということは大原則だと思うんです。私もこの委員会をたびたび休ませていただいたものですから、議論されたことをまたぶり返してお話する形になるかもしれませんが、農業サイドから言いますと、先ほどもありましたように、廃棄物の場合は出口がない議論があるわけですね。例えば野菜を買うときには食品メーカーは規格を作るんだけれども、つくった製品を出すときには、いわゆる粗悪品であっても規格がなくても農家に使えとかそのような議論があって、作られたリサイクル製品、特に堆肥とか飼料が実際上信頼関係で使える状況にあるかということ、結局動脈硬化を起こしているような状況で、いわゆる出口がない議論が非常に多いわけです。

ですから、ここの中で少し書かれてはいますけれども、受け皿としてどのように農業サイドが考えているか、それに対して企業なりがどう対応していくかというところをちょっと書いていただくということ。現状として例えばダイオキシンで物が燃やせない場合は、資源という言い方をしてそれを堆肥化なりして使ってくればいいじゃないかと。ところが、使う時期、それから排出する側の頻度からいっても非常に無理な議論をやっているわけですね。

そういうことからいうとどうであるかということで農業サイドの受け皿的な問題、先ほど家庭の中での処理ということで電気云々という話もありますけれども、そういうのも一つの考え方でしょうが、我々堆肥をつくっている側から言うと、そういうものはある面での活躍はあるかもしれませんが、それが果たして普遍的になるかどうかとなると疑問ですので、この辺のところはもうちょっと待っていただいて、何か付け加えるところがあれば家庭用のごみ処理機、その辺の議論は入れていただいた方がいいかなと思うんです。もちろん必要なことですし、原則論は排出者責任ですから、そのやっている行為については私は否定しているわけではないということです。

それから、これは大きな話になりますが、例えば35ページあたりに窒素の議論が出ています。これは私の持論でもあるんですが、食料品の自給率と廃棄物というのは切っても

切れない話であって、自給率が低くなれば廃棄物を日本に持ち込む量は当然多くなるわけですね。それで窒素肥料のかさになることは明らかなのです。それを果たして日本の中だけで考える必要があるかどうか、というのは生産国の土壌中の肥料が減少傾向になるわけです。日本に偏重してウエイトがものすごくかかるわけです。それをどんどん受けて、例えば餌にしても土地の問題からいくと500万ヘクタール、外国依存が1,200万ヘクタールですから、その感覚からいっても、廃棄物の持ち込み、窒素肥料の持ち込みという問題はある程度今の段階から展開していかないと……。

ですから、日本の中に持ち込んだもの、もちろん日本の中で生産したものすべてをこの中で議論するのかという考え方もこの中に入れていただかないといけないのではないかと。自給率と廃棄物の関係は切っても切れないわけですから、したがって、感覚的に見るばかりでなくもうちょっとグローバル的な物の見方をした文章もどこかに入れていただければと思います。

もう1点はISO14001、これは民間の認証機関制度なんですけど、これをこの専門委員会でどう対応するのかということもあると思うんです。これは環境負荷削減の観点から、工場、特に食品工場も含めて非常に重要な議論だと思うんです。ただ一つ大きな欠点があるのは、企業内、工場内の環境負荷削減、また分別に対しては非常に貢献するんですが、ごみを分別して外に出してしまった後のところまではこのISO14001シリーズはしていないわけですね。ですから、外に出たものを我々は専門家に任せているからどう利用されているかわかりません、とは言わないまでもそこら辺の議論がなかなかされないわけですね。中のものはゼロになりましたけれども、という文章は最近よく見られるようになったのですが、その行き先までの議論がないわけですね。14001に対してここでどう扱うかという議論があったのかもしれませんが、それを推奨する方向性も当然必要だと思いますし、その辺の考え方を中に網羅していただければ加味していただければと思います。

これは全く小さなことですが、横文字が大分使われているわけですね。これはNHKも同じことなんですけど、略語を使っても英語の正式名称が全然出ないんですね。なおかつ日本語の正式名称も出ない。例えば我々からすればCFCとかHCFCなんていうのは当然わかっているんですけど、それを一般の方なり企業の方なりが初めて見たときに、これはこういう正式名称の略語であると書いていただくような手立てをしていただければより親切

な報告書になるのではないかなと、その辺のところはちょっと気がつきましたので……。

委員 さっきの19ページの質問は後でお答えいただくとして、余り遅く申し上げると議論の対象にならないで終わってしまっただけではいけないと思いますので申し上げますが、この全体の形ですが、終わりがボーンと尻切れトンボで終わっているような感じなんですね。例えばダイオキシンとか何とか一つずつあって今後の方向というのが何回も出てくるんですけども、最終の総まとめとしての今後の方向が要るのではないかなと思います。ですから、ここでは議論を尽くしていないところもありますね、6月で出す、今日で終わかなと思っているんですが、さっきおっしゃった輸入食品の問題だとか、14001の話も出ましたけれども、こういうものを含めてもう少し課題があるから今後とも検討は続けなければいけないというような話と、それから、農業基本法のように計画プログラムくらいはつくって目標を定めてみたらどうかなというようなことも思いますので、そういうものを全体の終わりの方に見直しと計画について何か書けないものかなと思います。

委員長 その点に関して委員からも目標設定はどうなっているかという御質問がありましたので、それも含めて後ほど事務局のお考えを伺いたいと思います。

委員 今非常に強い、産業はカットしなさいというお話があったのですが、ここまで議論をしてきた中で単に1人の意見で、カットしなさい、はい、そうですかというのもみっともない話でして、きちんと書き込むということ、OECDの議論はまだきちんと整理されていないけれども、読む人にとっては新しい情報で、あ、こういう議論もあるのかということですから、全く触れないというのは、今のキーワードの中で飛ばすのはやはり避けた方がいいと思います。誤解を与えないように、「現在こういう議論がされている」というようにきちっと書いておかないといけないと思います。

委員 先ほどEPRの議論が出たんですが、環境コストの内部化の議論にも関係あると思うのですが、内部化の過程でリサイクルを促進するなりリユースを促進するというのはあくまで価格のメカニズムを使うわけですけども、それだけでは限界があるというような感じもいたします。例えば同じ価格のメカニズムですが、ひところ各家庭の排出量に依りまして、いわゆるごみの手数料をダイレクトに消費者から取る、たしか現在の廃掃法にもそういう規定があるはずであります。そういったこともリユースのための手段としては両面からかけていく必要があるのではないかと思います。

どこかで触れているかもしれませんが、やはり一方的に企業サイドにかけてそれを商品の価格に乗せてそれから図るというのも一つの方法ですけれども、片一方でダイレクトに消費者の皆さんに排出する場合に負担をかけるということも当然考えていい方法ではないかなと思うのです。これはなかなか不法投棄の問題とか難しい問題がありまして一概に言えないのですが、ぜひ考える中で一つ入れていただきたいと思います。

もう一つは、19ページの中ほどのイの後段のなお書のところで、原料調達する段階においても環境対策への取組云々とありますが、包装材の選択等においては当然のこととございますが、ここで「農業等からの原材料調達段階」というのは具体的にはどんなことになるのか、後で御説明いただければありがたいと思います。

委員 15ページの最後の行で「これによって、石油と化学物質に依存した現在の大量生産、大量消費、大量廃棄……」、先ほども御意見が出ておりましたが、確かにこのとおりなんですけれども、この裏側にあるもの、つまりバブルで慢性的な設備過剰、どこの業種も多分そういうことだろうと思いますし、我々の業界も2割くらい設備過剰だと言っているわけですが、一方でその辺のところを解決しないと、設備があるから作ってしまう、つくると売らなければならないから無理する、売れないから廃棄というこの悪循環がかなりあると思うんですね。その辺はどういう表現にしたらいいかわかりませんが、そういうことが必要かなということが一つです。

もう一つは、委員からコストの負担の問題が出されましたが、来年の4月からいよいよ適用企業が拡大されますし、適用の容器包装も拡大されるということで大変具体的な問題として出てきておりますが、例えば我々の業界でいいますと、2億4,000万、あるいは20人以上というように適用企業が拡大されるわけですが、それ以下のところとコストの負担が違ってくる、そうすると競争力もその中で微妙に出てくる、業界全体でまだ2,000件もあるという状況ですから、隣同士でそういうのがぶつかるといっても現実には起きてくるわけです。全体としては皆さん理解はしてくれているんですが、我々がその辺をどう指導していくか、今困っているところであります。またいいお知恵があったらお聞きかせいただければと思っております。

委員 先ほどの委員の御発言の一部だけちょっとフォローさせていただきたいと思うのです。35、36、37ページあたりですが、一つは、畜産の廃棄物等の「不適切な」という

表現がありますが、どちらにしてもいささか過剰投入という問題が地下水の汚染まで行っているわけですが、一方で「農地利用の推進」という表現との間に何か曖昧な部分があるような気がします。いろいろたまって困っている、ではそれを農地へ全部入れれば片づけるのか、農業側から見るとそう短絡的に言われても困るよという部分がありまして、そこで、牛久保さんがおっしゃったように、国内だけで片づけるのかという問題提起が一つあるのと同時に、投入する場合に、とりあえず国内向けとしては、できるだけ炭素が安定した状態に処理をして入れないと土壤中でどんどん分解して簡単にオーバーフローしてしまう。先ほどお話がありましたが、例えば生ごみの処理機のようなものがいろいろ市販されておりますけれども、出てきたものは正直申し上げてまだいいかげんなものです。しても安定化処理まで行っていない。もう一回熟成をしなければ安心して農地に入れられるような状態ではありません。そういうものを普及させて、それっ農地に入れろと言われても反発ばかりということになりますので、炭素資材としての安定化処理ということが前提として考えられないといけないのではないかと思います。

あわせて、37ページの記述がちょっと気になるんです。上の3行くらいですが、食品廃棄物をリサイクルすると農業者にとってもお得ですよ、十分なメリットがありますよ、と書いてあるんですが、産業としての農業からみたら別に食品廃棄物のリサイクルに協力しなくたってどうということはないんですね。畜産だけであれだけ溢れ返っていて、自分の陣営の中でそれを使うだけで精一杯のところがたくさんあります。鹿児島、宮崎まで行ったらほかの話をしたって全然アウトという状態です。

そうすると、指導を担当している農業改良普及委員の人たちは、自分の仕事として考えたときにまず畜産の方を片づけなければという問題意識がどうしても先に出ます。相談されると、いやぁそうは言っても畜産もあるんでね、こういうことになると、わからずやだとか閉鎖的だとかいう非難を受けるんですが、農業側にはまず身内の資材の活用をということもありまして、有機物の資源のリサイクル全体としての意義はわかるんですが、廃棄物のリサイクルを進めることが農業にとってストレートにお得ですよ、といういささか押しつけがましい表現は農業側から見ると大分気になるところであります。

もう一つ、これはできるかどうか私も自信はありませんが、資料1～5に示していただいているようないろいろな廃棄物の動きを炭素の形態変化と量の変化という形で一つのフ

ローがつくれないかどうか、具体的に言いますと、空気中の炭酸ガスから炭素を固定して農産物、植物ができる、それが加工されていく段階で放出されていく炭素、あるいは固定されたままで移っていく炭素、それが食品産業から出ていくときまでのフローで結構だと思うんですが、どういう形で炭素としてのフロー図が描けるのか描けないのか、もし可能であればそういう炭素の収支の形、それから温室効果などに絡むと特にフリーになる炭素の形、そんなもののフロー図が描けると、物を考える上での基礎的な情報としてかなり役に立つのかなと、感じたことをそのまま申し上げました。

委員 今のお話とも関連するのかもしれませんが、特にここでいう生ごみ、食品残さのリサイクルということをテーマにした場合、この事業を推進する立場の人たちにとっては情報は実に不足しているということがありまして、ごみ処理問題としての堆肥なりコンポストをつくるというところまでは議論としては進んでいくんですが、それは理念先行型といいですか、夢先行型で、実際に堆肥センター、コンポストセンターが建設された後は、そのコンポストをどう活用するかという農業問題への連結、あるいは農業に直結しなくてもそれを市場にどう供給するかということについては、僕らが見る限りまだ確たる事例がないというのが率直なところではないかという気がしています。

したがって、これは例えば農業問題の立場でいうと構造改善事業としての取組というような課題もあるとすれば、その範囲における取組として、所期の目標なり課題に対して現在どういう進捗状況にあるか、あるいはフローの過程として、現実問題としての継続的なレポートなり報告なりがある機関にフィードバックされていきますと、別にコンポストに限らず、飼料としての活用という用途も幾つかありますから、今そういうセンターがあるのかどうか知りませんが、聞くところによると200カ所くらいは国内に存在していそうだが、それらの成否の事例がよくわからない。したがって、どこか単一の用途なりやり方に収斂させる必要はないのかもしれないけれども、ごみ処理の問題としての所期の目標を達しているかどうかの成否、その後のコンポストの活用、用途としての成否についてのレポートといいですか、実態の把握、そういったことを集めた中で、現在考えられる有効な事例としてはこういうものがお勧めできるということがありましたら、もう少し実態として進めていきやすいのではないかという気がするところです。

委員 これは最後に私は申し上げようと思っていたんですが、今、安部委員がおっしゃ

られましたので……。実は食品廃棄物の実態調査を最初に平成2年にやりました。平成5年にやっているデータを持っているんですが、それはいわゆる食品排水汚泥のリサイクル対策事業という中で、實際上ちょっと曲がっていますけれども、食品産業から出てくる廃棄物の実態がどうであるかということは全くなかったんですね。平成2年に足がかりでそれをやまして、平成5年に、5年たちましたというところを出したデータがあるんです。ところがこのデータを見ましても、農水省の中ですらはっきり、食品廃棄物、ダイオキシンにしてもそうですけれども、すべてのものについて基礎データを有するような調査機関的なものを持っていないんです。単独予算ではいろいろあるんです。今おっしゃられたように、今年度の中でも地方でやられているリサイクル対策の実例を集めて、実際にそれをどのようなフローに乗せてどういう展開をさせようかという委員会が二つ似たようなのが走っているんです。

そのようにいろいろな事例として報告書も当然出てきて使えるようなデータも収集されて非常に価値のあるものもあるんですが、厚生省の白書に乗るようなデータを単独で農水省が取れるようなシステム化を予算措置的にしていただいて、いわゆる食品産業においてはこういう事例で法規制があるときに、他の省庁に対しても農水の実態としてはこうである、リサイクルの実態もこうである、農業の受け皿の立場としてもこうであるというような議論ができるような、極端に言えば部署になってしまうかもしれませんが、そういう事業を継続的につなげていただけるような予算の恒常的な措置をとっていただけないかなと、最後をお願いしようと思っていたんですけれども、その辺のところをお考えいただければということで提案をさせていただきたいと思います。

委員 委員からも御指摘があったのですが、40ページの分別収集量と再商品化計画量のミスマッチの点ですが、確かにPETボトルがそうなんですが、今までは政府がお決めになりました再商品化計画量を上回った分別収集量になっています。なっていますが、現実には全部処理をいたしておりまして、現在ではミスマッチになっていないんです。確かに数字上はミスマッチが出ましたけれども、現実には処理がされておりますので、ミスマッチが発生しておる、というように言い切ってしまうといいかどうかちょっと疑問に思いますので……。

確かにミスマッチの発生はこれから心配なんですが、それを防止する一つの方法として、

どちらが先かという議論がございますが、やはり工場をつくる側からすれば一体どのくらいPETが出てくるか、現在、市町村の分別収集計画量の8割くらいが出てくるのではないかと、業界は大体割り切っているんです。本当にそれでいいのかどうか、分別収集量が本当にどのくらい出てくるのかというある程度確実な数字といえますか、その見通しを政府の5カ年計画とは別に、来年はこのくらいというような数字をなるべく早くお示しいただくことが工場サイドの投資としては非常に役に立つ。それはどのようにやるか、ひとつ御工夫をしていただけるかありがたいということでございます。

ついでに申しますと、先ほど委員から御指摘があったPETボトルから何か漏れているのではないかというようなお話がありましたが、そういう事実はございません。少なくともそういうプラスチックの容器を食品に使う場合には大変なテストを何回も何回も繰り返しまして、いろいろな条件を想定してやりまして絶対に大丈夫ということでは使えません。PETについてはそういう試験を昭和57年ごろからさんざんやりまして、学者の御意見、厚生省の御見解を伺って使っております。ですから溶出物質はありませんというのが正確なお答えになります。

委員長 この委員会はもう1回ございまして、今日は各委員からなるべく多くの意見をちょうだいしたいということで伺ってまいりました。ただ、いろいろな御意見が出ましたので、今日お答えいただける点はむしろはっきりさせておいていただいた方がいいのではないかと思いますので、事務局から今まで出た問題についておわかりになる範囲内で、内容についての理解などを補足していただけるとありがたいと思います。

事務局 報告書をいただいてこれをある面でフォローアップしていかなければいけないわけですから、委員の方から政策プログラムみたいなものを作るべきではないかという御意見もありましたが、どう取り扱うのか、次回までに整理いたしましてまた御報告したいと思います。

それから19ページの「農業等からの原材料調達段階において」というところでございますが、前段の18ページの7行目くらいに書いてありますが、要するに農畜水産業とか素材産業に対していわばお客としての立場もあるわけです。消費者がグリーン購入を行って産業に対して環境対策の推進を促せというような話があるんですけども、ある産業がある産業に対して比較的有力な立場に立つ場合にもそういったグリーン購入的な対応をし

ていてもいいのではないかなと、19ページのイのなお書以下はそういった意味で書いております。具体的ないろいろなものがあると思うんです。例えば農薬が少ないとか、あるいは食品廃棄物のリサイクルものを使ったような畜産物とか農産物を買うとか、容器包装の場合、できるだけ有害性の少ないものとかそういうことをやって、農業とか容器包装といったものになると思いますが、そういった他産業における環境対策への取り組みを促していく、こういう意味で書いてございます。

それからEPRの問題でかなり御議論いただいておりますが、あそこで書きましたEPRは、ある意味で容器包装リサイクル法を念頭に置いたようなバランスのとれた拡大製造者責任を考えておりまして、何でも事業者の責任というのは逆にいうと困るわけですので、ちょっと書き足したり、誤解のないようにいたしたいと考えております。

それから、残さの問題などで農地へ入れる場合の問題点等いろいろ御指摘いただきましたが、現実には食品廃棄物の堆肥とか飼料を農業サイドに投入していく場合にいろいろ問題点がありますので、若干書き足しつつ整理したいと思います。

それから、委員から調査関係の御指摘がございました。確かに今はそのような詳細な調査はございませんので、なかなか予算も厳しいのですが、いろいろ考えてみたいと思います。

とりあえず以上です。

委員長 私の方から意見を申し上げたいんですが、3ページの(2)の文章の最後に、「それは簡単には見出しがたいものとなっている」という表現があります。それから次の4ページの「問題解決の難しさ」という表現、確かに中身はそうなんですけれども、だからこそどうしたら解決できるかという道を探るためにこういう会議があるわけですから、難しいです、困難があります、こう言ってしまうと先に進めないと思いますから、そういうことをわかった上でどうしたら問題解決に迫られるかどうか、そのときに非常に重要なことは、事業者、消費者、行政が一体となって環境にやさしいライフスタイルとそれに合う経済的な仕組みを作っていこうではないかという、難しさを踏まえながらそういうトーンがまず前面にあることが非常に重要ではないかなと思います。難しい、困難であるということが目立ち過ぎていて、せっかく後で方策を細々と並べた意味が少し後退してしまうのではないかなと思いますので、トーンを少しそのようにしていただければありがた

と思います。

それから、何人かの方から指摘がありましたが、確かにこの問題は主として産業の問題ですから、消費者の問題はメインの問題にはなっていないのですが、ただ、消費者自身もそういうライフスタイルに変えていかなければいけないという大きな課題を持っているわけですから、そこは否定できない部分ですので、スマートにきちんと言うべきことは言ってもいいのではないかなという感じがいたしました。

あと少し時間がありますので何かございますか。

委員 今のまとめで大体言いたいことも言っていただいたと思うのですが、全体を通して、負担の公平性といえますか、バランスといえますか、消費者、行政、我々製造業者が納得できるような形でもう一度全体を通して見ていただいたらよろしいのではないかなという感じがいたします。いろいろなバランスという面では大企業と中小企業の問題とか、特にこの問題では、リサイクルのところに「義務履行の確保」という表現がありますが、抜けがけといえますか、ただ乗りするということは絶対避けるべきでありますので、それに対しては厳しい表現で対応することも必要なのではないかな。

それから、公平性という面でいえば、食品産業の中には食品製造業、食品流通業、外食産業という大きな柱があるわけですが、その辺について公平性という観点での表現もさらに検討していただきたいと思います。

全く別な話ですが、先ほどもお話がありましたが、全体の報告書の終わり方がこれでいいのかどうかというのは私もちょうと疑問が残りますので、その辺も検討していただければと思います。

以上です。

委員 大したことではないのですが、このような企業の方とお話ししていると、何か消費者がわがままを言っているような気がして申しわけないなと思うのですが、消費者の方も変わっております。企業が変わっているように消費者も変わっておりますので、どうぞ答申を書くときには御遠慮なさらずに、消費者には消費者としてすべきことをきちっとお書きいただいた方がすっきりすると思います。パートナーシップなんです。今まではお互いにあっちが悪い、こっちが悪いと言っていましたけれども、私たちは今年から、いい企業を応援する会というのをつくるくらいですから、私は消費者の意識を変えるところで

仕事をしていきたいと思しますので、どうぞきちっと書き込んでください。

委員長 それでは一応約束の時間がまいりましたので、本日はこの辺にさせていただきますと思います。

#### 今後のスケジュールについて

委員長 今後のスケジュールにつきまして事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは長時間にわたりまして貴重な御意見ありがとうございました。

次回につきましては、委員長の御日程等諸般のことを検討いたしまして6月30日水曜日の午後からということで予定したいと考えております。各委員の方々もよろしく出席をいただければと考えております。

今日いただきました様々な御意見を踏まえまして、私どもの方でもう一度全体の見直しをいたしまして、現時点では次回で最終的な取りまとめという形で御議論をいただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

委員長 たくさん御意見をいただきましてありがとうございました。

これをもちまして閉会とさせていただきます。

閉 会